

新リース会計基準における税制上の対応

申告調整を行い、従来と同様の税務処理

借手のオペレーティング・リース

令和7年度税制改正では、リース会計基準の改正に伴う税制上の所要の措置が実施される。新リース会計基準におけるオペレーティング・リースは、借手では賃貸借取引に準じた会計処理ではなく、貸手では従来通り当該会計処理となる。7年度改正後の税制上の対応として、借手のオペレーティング・リースについては、新リース会計基準においても、引き続き、賃貸借取引として支払賃借料が損金算入されるとして、申告調整を行った上で、基本的に従来と同様の税務処理となる。

区分して、区分に応じた処理を行う。新リース会計基準では、借手・貸手で異なる処理を行うこととなる。借手では原則、すべてのリース取引について、使用権資産を計上した上で、使用権資産の減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を費用計上する。

用は、償却費以外は債務が確定しているものに限って損金の額に算入すること(債務確定主義)とされており、新リース会計基準に基づき費用計上額を損金算入すると、リース期間の初期において償借料を超える額が損金算入され、債務が確定しない費用の損金算入を認められることとなる。新リース会計基準においても、貸手のオペレーティング・リースは、従来通り賃貸借取引に

税理士登録で取扱変更を承認

日税連 マイナポータルに対応で

日本税理士会連合会(太田直樹会長)は、このほど、税理士登録事務取扱規程の一部変更を承認した。

5年7月14日に開催された総務省の個人住民税検討会で示された資料によると、現行の自治体間の情報提供ネットワークシステムでは、A市に兄が居住し、B市に母と妹が同居しているケースでは、兄が母を被扶養者として申告するとともに、妹も母を被扶養者として申告した場合、B市が母親の扶養情報を把握しているため、A市がB市に照会することにより二重扶養が判明するとされている。

新たな仕組みでは、個別の自治体を特定せずに他市に居住する扶養者の存在をチェックできるようにすることで、ケース2のような場合でも、二重扶養がわかるようにする。チェックに当たっては被扶養者のマイナンバーを利用する。

猶予制度のリーフレット

国税庁は23日、国税の猶予制度に関するリーフレットを公表した。昨今の経済情勢の変化などの影響により、納税が困難な者に、猶予制度があることを紹介している。

また、事業に著しい損失を受けた場合や市場の悪化等の事情により売上の著しい減少を受けた場合など、個別の事情に該当する場合は、納税の猶予が認められることがあるとして、そのような場合は、その旨を申し出てくださる旨を呼びかけている(納税の猶予)。

毎年、この時期になると少し憂うつになる。まもなく固定資産税の納税通知書が届くからだ。所得税や住民税は給与から天引きされており、給与明細を毎月確認してはいるものの、納税しているという実感があまりない。ただ、固定資産税は、まとまった金額を自身で納めることから、その重みが身に染みる。★源泉徴収や年末調整は税金を簡潔、かつ効率よく徴収する仕組みとして優れたものだ。他方、税に対する意識を低下させているとの指摘がなされるが、その指摘に私も同意する★「全員確定申告制度の導入を検討」といった政策を打ち出している政党もある。税務署に全員確定申告に対応する余力があるのかどうかは分からないが、多くの人が確定申告をするようになれば、間違いなく税に対する意識が今以上に高まると思う。(こ)

イン納付が可能となる。今回の一部変更に対応するため、登記免許税をオンライン納付した場合、マイナポータルから取得できる「税理士登録申請に係る事前届完了通知書」に必要事項を記入した上で、税理士登録申請書とともに提出することとなる。

個人住民税の扶養控除等

個人住民税で扶養控除等を公正に適用するための新たな情報連携の仕組みを令和8年度に実装する。現状では、例えば、A市に居住する兄とC市に居住する妹が、B市に居住する母をそれぞれ被扶養者として申告した場合、二重扶養になっていることが判明しない仕組みになっているとされている。こうした仕組みの解消に向けて、新たな情報連携の仕組みが検討され、8年度以降の開始が早い時期の開始を目指すこととされたが、総務省が1日に都道府県などに発出した通知で8年度に開始することが明らかにされた。

二重扶養がわかる新たな仕組み 8年度に開始

ただ、A市に兄が居住し、B市に母が居住し、C市に妹が居住するケース2では、兄が母を被扶養者として申告するとともに、妹も母を被扶養者として申告した場合、B市が母親の扶養情報を把握しているため、A市がB市に照会することにより二重扶養が判明するとされている。

新たな仕組みでは、個別の自治体を特定せずに他市に居住する扶養者の存在をチェックできるようにすることで、ケース2のような場合でも、二重扶養がわかるようにする。チェックに当たっては被扶養者のマイナンバーを利用する。

また、事業に著しい損失を受けた場合や市場の悪化等の事情により売上の著しい減少を受けた場合など、個別の事情に該当する場合は、納税の猶予が認められることがあるとして、そのような場合は、その旨を申し出てくださる旨を呼びかけている(納税の猶予)。

MARUTA

新しい物流サービスを創造していく service creation

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク

高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856 愛知県名古屋瑞穂区新開町22番20号

名古屋市南区加福本通2丁目19番地 TEL: 052-611-1151

TEL (052) 872-3311 FAX (052) 871-1531 URL http://maruta.co.jp



最高の新戦力。

どんどん三洋号が、面白くなる。



本社：名古屋市千種区今池3-9-21 TEL (052) 733-3401



LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスコンロパイプ製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

株式会社 マルエイ

代表取締役社長 澤田 栄一
本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL: 058-245-0101
http://www.maruei-gas.co.jp/

改正公益信託法の政省令案をパブコメ

6年度改正で税制も見直し

内閣府は16日、令和6年5月14日に成立した改正公益信託法の関係政令案や省令案の意見募集(パブリックコメント)を開始した。パブコメは5月15日まで。公益信託法は公益信託の設定などについて定めた法律で、昨年の改正では約100年ぶりの抜本的な見直しが行われた。施行は8年4月1日を予定する。これにあわせて6年度税制改正で税制も見直されており、新たな公益信託制度の下で認可されたすべての公益信託が公益法人並みの税制優遇を受けられるようになる。

公益信託は委託者が受託者に公益目的のために財産を託し、受託者が公益活動を行う信託制度。公益法人、特に公益財団法人とほぼ同様の機能があるとき、

される。②公益法人と同様に、認可の基準・ガバナンス等を法定することが柱で、これにより使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図る。あわせて、税制面でも公益信託の信託財産に係る収益・費用および所得は非課税とする。公益法人等に対して金銭以外の財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、

対象に公益信託を加える、公益信託の信託財産とするために相続財産を抛出した場合、相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税制度の対象とするなど新たな公益信託はすべて、公益法人並みの税制優遇を受けることになった。パブコメが行われている政令案では、特別の利益を与えてはならない公益信託の関係者などが定められている。

3局(所)が実施する。また、同庁は、税務職員を装った不審な電話に注意するよう周知を図っており、「納税コールセンターでは、国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めるようなことや、金融機関等に、全局(所)の納税コールセンターが電話(A.T.M.)の操作を求めるとはならない」とし、納税する場合は、窓口納付やコンビニ納付、ダイレクト分割納付等の利用を呼び掛けている。

7年分路線価は7月1日に公開 国税庁は22日、令和7年分の路線価図等の公開予定日は、7月1日(日)と発表した。路線価図等は同庁ホームページ「財産評価基準書路線価図・評価倍率表」で閲覧することができる。

5月18日、25日の日曜日、閉庁日の納付指図書及び電話催告を実施する。通常、土曜日、日曜日および祝日は閉庁しているが、両日は、国税の納期限までに納付していない人に対して納付指導及び電話催告を実施する。また納期限や納付手続などについて、電話による案内も行う。

納税コールセンターが電話催告

5月18日、25日の日曜日

対象に公益信託を加える、公益信託の信託財産とするために相続財産を抛出した場合、相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税制度の対象とするなど新たな公益信託はすべて、公益法人並みの税制優遇を受けることになった。パブコメが行われている政令案では、特別の利益を与えてはならない公益信託の関係者などが定められている。

このように状況の中、与党大綱では「住所課税の例外となつて道府県民税利子割について、令和5年にしている。令和5年における個人住民税に係る東京都のシェアは、所得割、配当割、株式等譲渡所得割が20%前後なのに対し、利子割は47.2%となっている。また、日銀の金利引上げにより、普通預金の金利が上昇しており、それに伴い利子割の税収についても増加が見込まれている。

このように状況の中、与党大綱では「住所課税の例外となつて道府県民税利子割について、令和5年にしている。令和5年における個人住民税に係る東京都のシェアは、所得割、配当割、株式等譲渡所得割が20%前後なのに対し、利子割は47.2%となっている。また、日銀の金利引上げにより、普通預金の金利が上昇しており、それに伴い利子割の税収についても増加が見込まれている。

道府県民税利子割 住所地課税の例外 税収帰属の適正化を

地方財政審議会の下に設置されている地方税制のあり方に関する検討会では、住所地課税の例外となつている道府県民税利子割について、税収帰属の適正化を検討している。道府県民税利子割は、金融機関等の口座所在地課税となっており、預金者の住所に関わらず、金融機関の支店・営業所が所在する都道府県に納付される。近年、実際の店舗を持た

ないインターネット銀行の預金残高は35兆円を超える規模となっており、預金残高の上位9行の営業所所在地は東京都となっている。令和7年度与党税制改正大綱では、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、8年度税制改正において、インターネット銀行の預金残高は、令和元年の16兆円程度から、6年には約2.2倍となる35兆円程度に増加している。

インターネット銀行の預金残高は、令和元年の16兆円程度から、6年には約2.2倍となる35兆円程度に増加している。

インターネット銀行の預金残高は、令和元年の16兆円程度から、6年には約2.2倍となる35兆円程度に増加している。

インターネット銀行の預金残高は、令和元年の16兆円程度から、6年には約2.2倍となる35兆円程度に増加している。

インターネット銀行の預金残高は、令和元年の16兆円程度から、6年には約2.2倍となる35兆円程度に増加している。

インターネット銀行の預金残高は、令和元年の16兆円程度から、6年には約2.2倍となる35兆円程度に増加している。

インターネット銀行の預金残高は、令和元年の16兆円程度から、6年には約2.2倍となる35兆円程度に増加している。

インターネット銀行の預金残高は、令和元年の16兆円程度から、6年には約2.2倍となる35兆円程度に増加している。

ホームページ <https://www.kamado.co.jp>
ネットショップ <http://www.kamado.jp>

"ネクスト100億円企業 今後3年で2398社

帝国データバンク 過去の年商伸び率から予測

5月8日から100億円宣言の申請受付が始まる。同宣言は、中小企業が飛躍的成長を遂げるために、自ら売上高100億円という野心的な目標を目指し、実現に向けた取組を行っていくことを宣言するもの。同宣言を取得することで、中小企業成長加速化補助金や令和7年度税制改正で措置された中小企業経営強化税制における拡充措置を活用することができる。

帝国データバンクが4月18日に発表した「100億企業」の実態調査によると、5年度決算時点で100億企業(年商100億円以上の企業)は1万5159社で、このうち、同年度で初めて100億円を突破した企業は609社となっており、今後3年以内に突破する可能性のある企業(ネクスト100億)は2398社としている。

ネクスト100億企業は、5年度時点で100億企業ではないが、同期以前3期の年商伸び率(平均)から、6年度以降3期以内に100億企業となる可能性がある企業を抽出したとしており、1年後(6年度)は610社、2年後(7年度)は816社、3年後(8年度)は972社が新たに100億企業となる可能性を秘めているとしている。

四国の菓子 名物かまどの味

四国へ来て 四国を語る

ホームページ <https://www.kamado.co.jp>
ネットショップ <http://www.kamado.jp>

なみを超えろ HSB

檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏彰

本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25 TEL. 0898-41-9147(代)

東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10 TEL. 03-3553-8391(代)

URL <http://www.higaki.co.jp/>

躍進する井原グループ 総合建設業

井原工業株式会社 代表取締役 井原 伸

三星道路株式会社 代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川 4-2-18 電話 (0896) 24-4435(代)

電子版掲載裁決アクセスランキング

電子版では、これまでに約950件の国税不服審判所の公表裁決、非公開裁決を掲載しております。電子版に掲載されている公表裁決、非公開裁決のうち、過去1年間のアクセス数上位10件は以下のとおりです。

	概要	掲載日
1	特定記録郵便で発送された処分の通知書は配達完了の記録がされた日が送達日(公表)	令和5年12月4日
2	本件社労士の業務は営利性に乏しく雑所得に該当、損益通算を認めず(非公開)	令和6年11月13日
3	希少なフェラーリ等は「生活に通常必要な動産」に該当せず(非公開)	令和2年6月10日
4	遺品片付け費用等を譲渡費用に算入して申告も、譲渡の実現に必要なだったとは認められないと判断(非公開)	令和6年11月20日
5	子会社に係る訴訟の弁護士費用等の負担は寄附金、100%出資した請求人の損金算入認めず(非公開)	令和6年1月10日
6	取引相場のない株式の純資産価額の計算で原処分庁の評価方法を認めず、著しく低い価額での譲渡には該当(非公開)	令和7年1月15日
7	漁業補償として支払った金員は、「支出の相手方」「支出の目的」「行為の形態」の三要件を満たし交際費等に該当(非公開)	令和3年8月4日
8	相続で取得した不動産の評価額を第三者への売却価額と同額にはできず、特別の事情なし(非公開)	令和7年3月26日
9	マンション購入時に実質値引きとされた修繕積立基金の額を一時所得と認定、ただ所得税額は増えず処分を取消し(非公開)	令和6年7月24日
10	駐車場用地の賃貸に係る収益は父に帰属、自身に帰属するとして長男の主張を退ける(非公開)	令和6年9月25日

税のしるべ電子版は、本紙の購読者ならどなたでも簡単な利用登録をするだけでご利用いただけます。電子版には、本紙にはない魅力がたくさんあります。例えば、本紙には掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。また、判決や裁決の記事等で、本紙よりも詳細な内容を盛り込んだ「詳細版」の掲載、同一事案の判決と裁決のリンク、関連記事の表示や資料へのリンクなど、電子版だからできる機能があります。ここでは、電子版の主なコンテンツや機能を紹介いたします。



電子版は本紙より早く 情報を発信

電子版独自の 記事等を配信

電子版独自の記事を配信します。「速報ニュース」や「判決速報」では、本紙よりも早く、重要な情報や注目の判決の記事をお届けします。「調査事例」では、当局の法人税や所得税、相続税などにおける調査事例を配信しており、一部の調査事例では、事例を分かりやすく図解で示した「ポイント絵」を掲載しています。また、本紙に掲載されていない「非公開裁決(本紙未掲載)」と「査察事件の告発事案」も配信しています。

検索・閲覧

過去の記事を検索・閲覧できます。本紙のニュース記事は平成21年1月から収録しています。スマートフォンやタブレットでの閲覧も可能です。また、記事の下には関連記事の見出しが表示され、すぐに関連記事を閲覧できます。

詳細版

一部の判決・裁決では、本紙より多くの情報を盛り込んだ「詳細版」を掲載しています。該当記事のページ上部にある紫色の詳細版ボタンをクリックすると閲覧できます。通常版ボタンをクリックすると本紙記事に戻ります。

先取り紙面

本紙の発行と電子版での本紙の配信は月曜日です(休刊を除く)。電子版では、本紙の記事の一部を先取りして、原則、本紙の発行日・配信日である月曜日の3日前となる金曜日に配信します。配信時間は16時以降となります。

マイクリップ

気になる記事やあとで読みたい記事を「MY Clip」に保存できます。記事は100件まで保存が可能で、削除もできます。記事ページの上部にある「後で読むMY Clip」のボタンをクリックすると、その記事が保存されます。

判決と裁決

判決や裁決の記事で、同一事案の判決や裁決の記事を掲載している場合は、それぞれの記事がすぐに閲覧できるようにリンクを表示しています。また、最新の地裁判決と高裁判決の記事には、電子版のみ事件番号を掲載しています。

紙面の閲覧

本紙の記事は、PDF形式により、紙面の形のまま閲覧することができます。写真等はカラーでの表示となり、印刷することも可能です。なお、令和6年2月26日号以前の発行号は、電子ブック形式での閲覧となります。

電子版の利用手続

本紙を購読されている方

<弊会からの郵送にて購読している方>

弊会ホームページまたは税のしるべ電子版のトップページにある、電子版利用登録

フォームにアクセスし、IDとパスワードを登録するとご利用いただけます。IDは、本紙送付時の宛名右下に記載の7桁の数字(顧客コード)となります。

<新聞販売店からの配達にて購読している方>

電子版利用登録についてご説明させていただきますので、弊会販売管理部(TEL03-3829-4143)までご連絡をお願いいたします。

本紙を新規で購読申込みされる方

弊会ホームページまたは税のしるべ電子版から定期刊行物年間購読フォームにアクセスしていただき、本紙のご購読をお申し込みください(メールアドレス必須)。

購読料の請求書送付時にIDと仮パスワードをお知らせいたします。仮パスワードは電子版のログイン画面より任意でご変更いただけます。

パスワード of AWES Clean

- (空気) Air
- (水) Water
- (熱) Energy
- (土) Soil



イクイップメントのサポート商社

昭栄

- 本社 〒541-0059 大阪市中央区博労町2丁目3番1号 TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947
- 本店営業部 〒577-0815 東大阪市金物町6番10号 TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333
- 支店 東京・大阪・四国・中国・福岡
- 営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢 姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

NIPPLA

各種切断砥石



日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1

☎(075)956-1111(代)

おかげさまで創業359年 京都・老舗の総合流通サービス企業

さとうグループ

ネット予約サービス

「お中元」「お歳暮」「おせち」をはじめ、冬の味覚「かに」、丹波篠山市特産「黒大豆枝豆」、京都府舞鶴市発祥の京野菜「万願寺甘とう」など、季節に応じた商品のご注文を承っております。 ※季節品承りを実施していない期間もございます。

スマートフォンはこちら →

カメラで右の二次元コードを読み取ってください。

パソコンはこちら さとうネット予約 検索

さとうグループ 本部/京都府福知山市東野町1番地 0773(27)0100代 <https://www.sato-kyoto.com/>

続 傍流の正論 税相を斬る

弁護士・税理士 品川 芳宣

40

法人税の所得金額の計算方法には、三つの考え方があり、一つは、商事(会社法等)上計算される企業利益をそのまま課税所得にする方法で、これを商事財務諸表説という。この説によれば、極めて簡便ではあるが、法人側の恣意的な所得計算を許すことになる。

その二つは、前記の説とは反対に、益金と損金の内容をすべて法律で規定し、いわば財務諸表を作成させる方法で、これを税務財務諸表説(税務貸借対照表説)という。この説によれば、税法の目的に適合した所得金額の計算が可能になるが、法人に対し、二重の財務諸表作成という煩雑な手続を要求することになる。

三つめは、商事上の利益計算を前提にして、課税目的に必要な規定を法律に定めて利益金額を修正する方法で、結合財務諸表説という。この説は、前記の両説を折衷したもので、各国が採用しているが、商事上の利益計算との関係が深い日独型と関係が薄いアメリカ型に分かれる。そして、我が国では、確定決算基準と称されている。

すなわち、法人税法74条1項は、「内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。」と定めている。この「確定した決算に基づき申告」とは、法人が、その決算等に基づき計算書類につき、株主総会又は社員総会の承認等の手続による法人の意思決定機関の承認を経た後、その承認を受けた決算に係る利益に基いて法人税法の規定により所得金額の計算を行い、その所得金額及び当期利益の計算と当該所得金額の計算との差異を申告書において表現することを意味する。これが「確定決算基準」の形式的意義である。

確定決算主義の実質的意義は、法人が確定決算において採用した具体的な会計処理(すなわち、選択し得る複数の会計処理がある場合には、その選択した会計処理)が適正な会計基準に従ってなされている限り、その計算を所得金額の計算の上でみだりに変更してはならないことを意味している。この意義の具体的な内容は、次のようなことを意味する。

○ 確定決算に採用した計算基準が、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従っている限り、所得金額計算上もその計算基準によること

○ 工事進行基準等のように法人税法上もその選択適用について経理要件が定められている計算基準は、法人の確定決算においても採用しなければならないこと

○ 償却費の計算、引当金勘定への繰入れ、資産の評価損益については、確定決算において費用若しくは損失として経理すること(損金経理)が必要とされること

このような確定決算基準は、前述の結合財務諸表説を具現化したものにほかならないが、商事上の利益計算と法人税法上の所得計算において、共通なものは共通に処理し、究極的には、両計算の統一化を図ることを目標にすべきであると考えられる。それにより、課税所得計算の確実性と安定化が図られ、納税者側の便宜性が図られるものと考えられる。

ところが、平成に入ってから、世界中で企業を国内に留めるための法人税率の引下げが激化し、我が国もそれに対応せざるを得なくなった。そして、税収の減少を少しでも留めるため、「税率の引下げと課税ベースの拡大」をセットにした法人税改正(改悪)が行われるようになった。そのため、前述の利益計算と所得計算の統一化の理念は放棄され、平成10年以降の税制改正では、各種の引当金が相次いで廃止・制限されるようになった。そこには、当該改正時の税収さえ維持できればよしとする利己的なものもある。例えば、賞与引当金を廃止したり、貸倒引当金を制限したとしても、改正時点で税収が半年か一年繰り上がるだけである。その後、法人税法22条の2が設けられ、企業会計との関係で強化しようとしているように見えるが、同法22条との関係が定かたではない。

いずれにせよ、現行の法人税法は、確定決算基準を建前にはしているが、その実質的意義が放棄されている。

確定決算基準

企業経営者・経理担当者が知っておきたい

重要税務・実務のポイント

Part2

4

BGU税法倶楽部 税理士 松木 由里子

中小企業向け賃上げ促進税制

令和6年度税制改正により拡充された賃上げ促進税制が令和6年4月1日以降に開始する事業年度から適用されています。今回は、賃上げ促進税制のうち、中小企業向けの制度を解説していきます。

1 制度の概要

中小企業向け賃上げ促進税制は、中小企業等が前年度より給与等支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税から税額控除できる制度です。

要件は、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額(雇用者給与等支給額)から前年度の雇用者給与等支給額を控除した金額(控除対象雇用者給与等支給増加額)のその前年度の雇用者給与等支給額に対する割合(雇用者給与等支給増加割合)が1.5%以上である

上乗せ要件を満たせば最大45%の税額控除

給与等増加額の30%を税額控除

ことであり、この場合には、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%が税額控除されます。また、その割合が2.5%以上の場合には、30%が税額控除されます。

次に、上乗せ要件が2点あり、1点目として、教育訓練費の額が前年度と比べて5%以上増加している場合で、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合に、税額控除率が10%上乗せされます。2点目として、次のいずれか1つの厚生労働大臣の認定を取得している場合には、税額控除率が5%上乗せされます。

- ① 適用事業年度中に、くるみん認定、くるみんプラス認定、もしくは、えるぼし認定(2段階目)を取得したこと
 - ② 適用事業年度終了の時に、プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定、もしくは、プラチナえるぼし認定を取得していること
- つまり、税額控除は最大で45%となります(控除上限額は、法人税額の20%となります)。なお、賃上げを実施した事業年度に控除しきれなかった金額がある場合は、5年間の繰越控除が可能です。

この制度の適用期間は、令和9年3月31日までの間に開始する事業年度です。

2 令和6年度税制改正のポイント

上乗せ要件1点目の教育訓練費の額は、従前、前事業年度と比べて10%以上の増加が要件となっていました。改正後は5%以上の増加に緩和されています。ただし、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上という要件が追加され、いずれの要件も満たす必要があります。

また、上乗せ要件の2点目については、子育てとの両立・女性活躍支援に係る措置として新設されました。

さらに、繰越控除も新設されたもので、その適用を受けるためには、控除しきれなかった事業年度以後、継続して各事業年度の確定申告書に明細書の添付が必要です。また、繰越控除の適用を受ける事業年度の雇用者給与等支給額が、比較雇用者給与等支給額を超えていなければ、その適用がない点及び税額控除は、当期に発生した分から過去の繰越分の順に控除され、欠損金の繰越控除とは控除する順番が異なる点に留意が必要です。

事業目的

- 製パン・製菓材料卸
- 一般食料品の販売
- 食品関連商品及び機器の輸出入

HSK

ホクト商事株式会社

本社	〒450-0003	名古屋市中村区名駅南一丁目20番21号	TEL.052-582-7251(代) FAX.052-581-2777
中部事業部	〒455-0032	名古屋市港区入船1丁目3番15号	TEL.052-659-6256(代) FAX.052-659-6255
関西事業部	〒563-0035	大阪府池田市豊島南一丁目15番19号	TEL.072-760-2411(代) FAX.072-760-2417
関東事業部	〒177-0041	東京都練馬区石神井町八丁目53番28号	TEL.03-5372-6061(代) FAX.03-5372-6071
北陸事業部	〒925-0125	石川県羽咋郡志賀町西山台1丁目10番地	TEL.0767-32-6010(代) FAX.0767-32-6011
九州事業部	〒818-0101	福岡県太宰府市観世音寺一丁目18番28号	TEL.092-921-0045(代) FAX.092-921-0031
横浜事業部	〒253-0105	神奈川県高座郡寒川町岡田三丁目4番2号	TEL.0467-73-7504(代) FAX.0467-73-7564

北国津軽が育んだ、手造りのお酒



豊盃醸造元 三浦酒造株式会社

〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1
TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

裁決事例集

237

裁決のポイント

一時所得の金額の計算上、生命保険契約の契約者貸付けによる借入金に係る利息を控除することができないとした事例。

審査請求人が、生命保険契約を解約したことにより受領した解約返戻金に係る所得を含めず、所得税等の申告をしたところ、原処分庁が、当該解約返戻金に係る一時所得の金額が生じるとして、所得税等の更正処分等を行った。これに対し、請求人が、当該生命保険契約に係る契約者貸付けの支払利息が一時所得の金額の計算上控除されるため、当該解約返戻金に係る一時所得の金額は生じないとして、当該更正処分等の全部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、当該利息は一時所得の金額の計算上、所得税法第34条第2項に規定する「その収入を得るために支出した金額」に含まれないとして、請求を棄却した(令和6年8月23日付、公表裁決)。

基礎事実等

請求人は、平成18年当時、A社の代表取締役であった。A社は、18年10月1日、本件保険会社との間で、次の内容の生命保険契約(本件保険契約)を締結した。なお、本件保険契約に係る保険料の払込み及び保険金または解約返戻金の支払などの金銭の授受は、全て米国ドルで行われた。

- ①保険種類：積立利率変動型終身保険
- ②保険契約者及び死亡保険金受取人：A社
- ③被保険者：請求人
- ④保険金額：○○○○米国ドル
- ⑤保険期間：終身

生命保険契約の契約者貸付けによる借入金に係る利息は控除できない

編集部編

⑥保険料及びその払込方法：5年間の年払形式で各年○○○○米国ドル
⑦積立利率：年〇%が最低保証
なお、積立利率とは、保険契約者から支払われた保険料の中から積み立てた部分(積立金)に対して付される利率である。

A社は、20年2月20日に、本件保険会社に対し、本件保険契約の契約者を請求人に、死亡保険金受取人を請求人の子らに変更する旨届出たところ、本件保険会社はこれを承諾した。

本件保険契約に係る保険料(前記⑥)は、18年9月28日から22年9月30日の5年間にわたって、総額で○○○○米国ドルが支払われた(本件支払保険料)。

本件保険契約に係る約款(本件約款)第32条(保険契約者貸付)には、契約者貸付けについて、要旨、次のとおり定められている。

①保険契約者は、解約返戻金の9割(保険料払込済の契約については8割)の範囲内で貸付けを受けることができる。

②貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えた場合には、保険会社は、その旨を保険契約者に通知する。

③保険会社が前記②の通知を発した日の属する月の翌月末日までに保険契約者が所定の金額を払い込まない場合には、保険契約は、この期間満了日の翌月から効力を失う。

④保険契約者は、いつでも本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができる。ただし、保険契約が消滅した場合等には、保険会社は、支払うべき金額または計算の基準となる解約返戻金の金額からその元利金を差し引く。

請求人は、23年8月12日、本件保険会社に対し、本件約款に基づき、「契約者貸付申込書兼契約者貸付金請求書」により、本件保険契約に係る契約者貸付け(本件契約者貸付け)を申し込み、同月19日、申込時現在における貸付可能限度額相当額を借り入れた(本件契約者貸付けによる借入金を本件借入金、本件借入金に係る利息を本件利息)。

なお、本件利息は、本件借入金に対して年4.25%で計算され、1年ごとに本件借入金の元本に組み入れられる(複利法)。請求人は、本件保険会社に対して、28年4月11日に○○○○米国ドルを、また、31年1月29日に○○○○米国ドルを支払ったところ、本件保険会社は、これを本件契約者貸付けに係る元本に充当する処理をした。

請求人は、令和2年3月17日に本件保険契約を解約した。

本件保険会社は、当該解約に伴い、2年3月23日に本件保険契約に基づく解約返戻金(本件解約返戻金)から、本件借入金(前記の請求人の返済分を除く)及び本件利息の総額を差し引いた金額を請求人に支払った。

争点は、本件利息は、本件解約返戻金に係る一時所得の金額の計算上、所得税法第34条第2項に規定する「その収入を得るために支出した金額」に含まれるか否か。

請求人の主張

本件保険契約に係る本件契約者貸付けによる本件借入金に係る本件利息は、請求人が受領した本件保険契約に基づく本件解約返戻金と相殺されたことなどから、本件解約返戻金に係る一時所得の金額の計算上、所得税法第34条(一時所得)第2項に規定するその収入を得るために支出した金額に含まれる。

審判所の判断

本件利息が同項に規定するその収入を得るために支出した金額に含まれるというためには、本件保険契約に係る保険料の支払に本件借入金が充てられたものであることが必要であるところ、請求人は、本件契約者貸付けを利用する前に本件保険契約に係る保険料を完納しており、本件借入金の本件保険契約に係る保険料の支払に充てられていないことは明らかであるから、本件利息は、本件解約返戻金に係る一時所得の金額の計算上、同項に規定するその収入を得るために支出した金額に含まれない。

注目の二冊

要点解説 税務会計基礎講座 (第4版)

平野 嘉秋 編著

税法と会計の接点を意識した教材を求める声に応え、法人税務の留意点が実務目線で学べる基本書。新リース会計基準や暗号資産、賃上げ税制、グループ通算制度、グローバル・ミニマム課税を踏まえた最新の制度解説に加え、各取引の税務上、会計上の相違点、消費税の取扱いを織り込んで編集。

全7章で構成され、第1章「税務会計総論」では「税務会計の意義」や「企業会計基準の改定等と税制における対応」など、第2章「法人税の課税所得計算の基本構造」では「法人税の課税標準の算定」益金の額と損金の額」など、第3章「益金の額の計算」では「収益認識に関する新会計基準と平成30年度税制改正」など、第7章「税額の計算と申告納付」では「地方法人税、法人住民税及び事業税等」などの解説を盛り込む。具体的な仕訳例、計算例も使って、実務上の即戦力を身につけたい方におすすめ。大学における税務会計の教科書、税務初学者のための研修テキストとして好評。

A5判、468ページ。定価3190円(税込)。

申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL 03-38829-4141、FAX 03-38829-4001)。



BE AN EXPLORER.
冒険しよう。

BEMAC 株式会社

本社・お問い合わせ：〒794-8532 愛媛県今治市野間100番地 TEL 0898-25-8282
営業本社：TEL 03-6595-5211 大阪支社：TEL 06-6476-0511

社会に貢献する
優良企業

カミ商事グループ
カミ商事株式会社

取締役社長 井川 博明
愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話(〇八九六)代表二三一五四〇〇

愛媛製紙株式会社
取締役社長 井川 和寛
愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話(〇八九六)二四一三三三〇

日本興運株式会社
取締役社長 井川 正
愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話(〇八九六)代表二四一一五五〇

新 口福なる 晩酌術

酒と食のジャーナリスト・著述家 山同 敦子

居酒屋で「熱燗ください!」と注文する方。飲みたいのは、アツアツの日本酒ですか? もしかすると、温かいお酒で、ほっと和みたいのではないのでしょうか?

熱燗という言葉、温めた日本酒の総称と誤解している人は多いようです。しかし「燗」は酒を温める意味なので、「熱燗」は酒を高い温度に温める意味になります。

お燗には、温度帯によって名称があります。たとえば、徳利を持った時に、ほんのり温かさを感じる40℃ぐらいは「ぬる燗」。体温と同じぐらいの35℃ぐらいのお燗なら「人肌燗」など、さまざま。末尾にお燗の名称と、徳利を触った時の目安や飲んだときの印象を紹介し、燗酒が好き人は、覚えておくと居酒屋で一目置かれるかもしれません。ただ、温度の感覚は人それぞれですし、店の人の認識もまちまち。下記を参考に、店の人と会話をしながら好みの温度を探してみてください。

一方、冷たいお酒では、「冷や」は冷やしたお酒のことと捉えている人もいますが、本来「冷や」とは、温め

「熱燗」とは温めたお酒のこと? 知っておきたいお燗と冷酒の基本

ていない常温の酒のことを指します。日本酒を冷蔵庫で管理するようになったのは最近のこと。土間や台所の戸棚などに常温で置き、飲む時に燗にするのが一般的であった時代に、燗をしていない酒を「冷や」と言って区別した名残です。正確に言うなら冷蔵庫などで冷やしたお酒は「冷酒」、あるいは「冷たいお酒」。ただ、これも店によって認識が異なります。初めて訪れる店の場合は、「常温」「冷酒」と、言い分けると間違いがないでしょう。

常温以下のお酒にも温度帯で名称があり、「雪冷え」、「花冷え」などと言います。あるとき外国人に、燗の名称とともに説明したら「美しい!」と感動してくれました。これほど幅広い温度帯で楽しむお酒は、世界にも類がありません。機会があれば、外国人に披露してみてください。

- 55℃前後 飛び切り燗……徳利を持った瞬間熱い
- 50℃前後 熱燗……徳利を持つと熱い
- 45℃前後 上燗……徳利を持つと温かく感じる
- 40℃前後 ぬる燗……徳利を持つとほんのり温かい
- 35℃前後 人肌燗……体温ぐらい。温度を感じない
- 30℃前後 日向(ひなた)燗……やや冷たく感じる
- 20℃前後 冷や……昔の土間の室温。ほんのり冷たい
- 15℃前後 涼冷え……冷たい
- 10℃前後 花冷え……すぐに指が冷たく感じる
- 5℃前後 雪冷え……瓶が結露する

【規定の概要】
居住者が、外貨建取引を行った場合に、円換算して差益が発生したら「雑所得」として申告することになります。

- ① A銀行米ドル建定期預金が満期となったので、B銀行に米ドルを預け替えた場合は、為替差益を認識する必要はない
- ② 米ドルを他の外国通貨に交換した場合は為替差益を所得して認識する。
- ③ 預金米ドルを払い出して米国内建物を購入した場合は、為替差益を所得として認識する。
- ④ 米ドル預金を払い出して米ドル建公社債投資信託に投資した場合は、為替差益を所得として認識する。

非居住時保有の外貨資産の為替換算

日本居住時での為替レートなら理解できるのでは…

⑤ 外国株式を外貨建てにより譲渡した場合には、為替相場による為替差益に相当する部分を「株式等に係る譲渡所得等の金額」から区分して為替差損益を認識する必要はない。があります。

安時に当該預金を解約して株式を購入した場合には当然、為替換算益を認識するの考えだと思います。しかし、悩みは、一つ目は外貨取引とは何を示しているのかです。本事例では本国での本国通貨取引です。【対処に悩んだ事例】

【あつたらいいな、こんな規定】
外貨取引の定義から、①日本非居住時の外貨預金設定や外国株式購入は、「外貨取引」の対象外、もしくは、②当該非居住者が日本居住者該当時での為替レートを基準として、為替差損益を認識する。例えば、非居住者の2015年に預金設定した場合、居住者時の2020年の為替レートを適用し、2025年の外貨取引時の為替レートの差を差損益として認識する、であれば、来日外国人も理解できるのではないかと思います。

国際税務



あつたらいいな、こんな規定

税理士 永田 金司

為替換算益の収益計上規定

い事例が掲載されています。その内容を要約します。

9		B			
6			3	1	9
7	8		1	9	A
	4	8	7	9	
	3		9		4
		1	2	6	7
			4	6	8
	7	8	9		2
					1

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 5月4日(日)

前回の答え 3億6,122万円

太線で区切られた3×3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、国税庁が令和6年度税制改正の定額減税について、源泉徴収徴収義務者に開催した説明会の回数になります。

答え= 約 , 00回

ナンプレの予想難易度: 7



豊かな経験、確かな技術。

Ⓢ 大一電気工業株式会社
取締役社長 長瀬 裕亮

本社 / 〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621

支店 / 愛媛 営業所 / 徳島・北島
建設所 / 綾川

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研介

高松市福田町13番地3

TEL (087) 821-3913

各地で酒類関係イベントを開催

クラフトビールの醸造関係者100人が集結

関信局、東京局

関東信越国税局と東京国税局は22日、さいたま市の関信局が入る庁舎内で関東甲信越クラフトビアカンファレンス2025を合同開催した。両局管内の1都9県からビール・発泡酒の醸造関係者約100人が集まり、グループディスカッションやきき酒を行った。4回目の開催となる



今回は、午前は基礎的な課題を互いに相談して知見を得たい若手や新規参入者など主に初級者向け、午後は中規模製造者であって自発的に意見を交わしたい主に中級者向けに分けて開催した。このうち、午前のグループディスカッションでは、参加者が七つの小グループに分かれ、国税局の鑑定官などをテーブルリーダーにして議論。ビール等の醸造についてだけでなく、経営やマーケティング手法などについて、約1時間半にわたり意見を交わした。



信玄公祭り 振る舞い酒

山梨県酒造組合

山梨県酒造組合(天野会長)は5日、第51回信玄公祭りにおいて、「伝統的造り」ユネスコ無形文化遺産登録記念行事として、山梨県庁別館前で鏡割りを振る舞い酒を行った。

最初に、天野会長が「昨年12月、伝統的造りがユネスコ無形文化遺産に登録され、この素晴らしい出来事を皆さまで一緒に祝えることを心から感謝します。また、各国からスベシャルゲストも参加していただきありがとうございます。感謝の気持ちを込めて記念の鏡割りをを行います」とあいさつ。

飲酒運転撲滅 キャンペーン等実施

上野酒類業懇話会

東京・上野酒類業懇話会(熊倉健二会長)は2日、JR上野駅前「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅キャンペーン」を開催した。このキャンペーンは毎年4月の「20歳未満飲酒防止強調月間」及

び「春の全国交通安全運動」に合わせて行っているもので、当日は同懇話会の会員をはじめ、東京上野税務署の対馬郁智長と同署職員、上野警察署の職員ら



稼ぐ力の強化へ 要望を取りまとめ

日商 日本商工会議所

日本商工会議所は17日、地域経済の好循環を支える中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力の強化」に向けて、全国の商工会議所から寄せられた現場の声や要望等を取りまとめ、公表した。賃上げや投資の原資確保に向けた生産



20歳未満飲酒防止等呼び掛け

神奈川県小売酒販組合連合会

神奈川県小売酒販組合連合会(佐藤和慶会長)は9日、JR横浜駅西口中央通路で「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅キャンペーン」を実施した。



キャッシュレス 納付をPR

泉大津納連

大阪・泉大津納税貯蓄組合連合会(藤原優次会長)は10日、納貯の日の通勤・通学の時間帯に合わせて、JR和泉府中駅前にて、納税貯蓄組合の活動および振替納税やダイレクト納付などのキャッシュレス納付を広く一般

「お酒は20歳になってから。お酒はおいしく適量を。飲酒運転は絶対にやめましょう。妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。」

齋藤署長が専門学生に国税ガイダンス

立川署 若手職員による職場紹介も



東京・立川税務署(齋藤隆夫署長)はこのほど、大原簿記公務員医療福祉保育専門学校立川校の公務員2年制コースの学生約80人に国税に関するガイダンスを行った。

当日は、齋藤署長が、租税教室のほか財務省勤務時代の予算編成の経験談、税務の職場の魅力について説明し、学生は話に耳を傾けていた=写真。

最後に、同署に勤務する同校出身の若手職員による税務署の職場紹介及び質疑応答を行い、質疑応答では、採用試験や税務大学校関係、税務署の業務内容、勤務関係をはじめ、源泉徴収の仕組み、査察官になるための方法など、さまざまな質問が学生から寄せられた。職員は、その一つひとつの質問に分かりやすく回答し、国税の職場の魅力を伝えた。

ガイダンス後のアンケートでは、多くの学生が、「国税職員の仕事に、非常に興味を湧きました」とコメントしていた。

府泉北府税務所長や吉田康人泉市副市長も駆けつけ総勢17人が、納税貯蓄組合の愛称「ハロータックス」のロゴ入りブルゾンを着用して、チラシ入りのティッシュ3000個を配布した。



同日は、同会役員とともに、岡田正人大阪府泉北府税務所長や吉田康人泉市副市長も駆けつけ総勢17人が、納税貯蓄組合の愛称「ハロータックス」のロゴ入りブルゾンを着用して、チラシ入りのティッシュ3000個を配布した。

同会では、今後も納税意識の啓蒙やキャッシュレス納付の推進等に取り組んでいくとしている。

また、中小企業の人材確保・定着・育成支援やデジタル活用等による業務効率化・省力化なども求めている。

長志向型の中小企業等への支援として、生産性向上・イノベーション創出支援、海外展開・輸出拡大による外需獲得支援、諸外国に劣後しない産業力・技術基盤の強化等に向けた経済安全保障政策など、地域経済社会に貢献する小規模事業者等への支援では、地域に貢献する企業の事業承継と引継ぎの推進、地

登録番号関東財務局長 第00090号 / 一般社団法人 日本資金決済業協会会員 第00082号 〒153-8640 東京都目黒区中目黒 2-1-27 tel.03-3714-0177 http://www.zensyukyo.or.jp